

# 農地耕作条件改善事業実施要領

制定 平成27年4月9日付け26農振第2070号  
最終改正 令和2年3月31日付け元農振第3648号  
令和2年3月31日付け元生産第2111号

各 地 方 農 政 局 長  
内 閣 府 沖 縄 総 合 事 務 局 長  
北 海 道 知 事  
(株)日本政策金融公庫代表取締役総裁  
沖 縄 振 興 開 発 金 融 公 庫 理 事 長

殿

農林水産省農村振興局長  
農林水産省生産局長

## 第1 趣旨

本事業は、農地耕作条件改善事業実施要綱（平成27年4月9日付け26農振第2069号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この実施要領の定めるところにより実施するものとする。

## 第2 事業実施主体

- 要綱第5の1の(4)の農業者団体とは、土地改良区、土地改良区連合、農業協同組合、農業協同組合連合会、土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条第1項の規定により数人共同して土地改良事業を行う者及び多面的機能支払交付金実施要綱（平成26年4月1日付け25農振第2254号農林水産事務次官依命通知）別紙5に規定する広域活動組織、農業委員会（ただし、要綱別表の区分の欄の2（以下「定率助成」という。）の事業種類の欄（13）に掲げるものに限る。）とする。
- 要綱第5の1の(5)の農業法人等とは、農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2605号・29生畜第1500号農林水産省農村振興局長・生産局長連名通知）別紙1-1第2に規定する農地所有適格法人等及び多面的機能支払交付金実施要綱（平成26年4月1日付け25農振第2254号農林水産事務次官依命通知）別紙6に規定する活動組織のうち、以下のいずれかを満たす者とする。
  - ハード事業の実施区域がある市町村において、人・農地プランの中心経営体に位置付けられていること又は位置付けられることが確実と見込まれること
  - ハード事業の実施区域において、農地中間管理機構から農地を借り受けていること又は借り受けることが確実と見込まれること。
- 要綱第5の3の(1)のアの民間団体とは、民間企業、特定非営利法人、事業協同組合連合会・事業協同組合、企業組合・協業組合、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人並びに全国の区域をその対象地区とする農業協同組合連合会及び協議会とする。
- 要綱第5の3の(1)のイの茶生産者団体とは、農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第72条の10第1項に規定する事業を行う法人をいう。）、農事組合法人以外の農地所有適格法人（農地法

(昭和 27 年法律第 229 号) 第 2 条第 3 項に規定する法人をいう。)、特定農業団体 (農業経営基盤強化促進法(昭和 55 年法律第 65 号) 第 23 条第 4 項に規定する団体をいう。) その他農業者の組織する団体であって、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体とする。

5 要綱第 5 の 3 の (2) の生産者、実需者等で構成される協議会とは、以下の全ての要件を満たす協議会とする。

(1) 以下の者から構成される協議会であること。なお、ア及びイについては、必須の構成員とする。

ア 生産者 (農業生産活動を行う個人若しくは法人又は農業関係団体をいう。)

イ 実需者 (中間事業者 (産地と食品製造業者等 (食品製造業者、外食事業者、花き販売者等をいう。以下同じ。)) とをつなぎ、生産者から購入した園芸作物を食品製造業者等のニーズに合わせて供給し、場合によっては、選別、調整、加工等を行うことに加え、需要に対応できる産地を育成・指導する機能を有する民間事業者のことをいう。以下同じ。)) を含む。以下同じ。)

ウ 本事業の実施を行う上で必要な地方公共団体等

(2) 事業に関する事務手続を適正かつ効率的に行うため、協議会の代表者及び意思決定の方法、事務・会計の責任者及び処理の方法、財産管理の方法等を明確にした協議会の運営等に係る規約 (以下「協議会規約」という。)) が定められていること。

(3) 協議会規約において、一つの手続につき複数の者が関与する等、不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。

6 要綱第 14 の 1 の (4) の事業実施者とは、原則として都道府県法人 (果樹農業振興特別措置法 (昭和 36 年法律第 15 号) 第 4 条の 4 の第 2 号に規定する都道府県法人をいう。以下同じ。)) とする。

ただし、都道府県法人が設立されていない都道府県にあつては、当該都道府県を管轄区域とする農業協同組合連合会その他事業実施主体が本事業を適切に実施する能力を有すると認める団体が事業実施者となることができる。

7 要綱別表の区分の欄の 1 (以下「定額助成」という。)) の事業種類の欄 (1) から (10) までに掲げるものについては、事業実施主体は、施工の全部又は一部を自らの管理の下で、農業者に委託等により施工させるものとする。その際、事業実施主体は、農業者による施工 (以下「農業者施工」という。)) 等の状況 (作業内容、作業時間、支出額等) を適切に把握し、これが確認できる資料の作成・保存を行うものとする。

### 第 3 計画等の作成

1 要綱第 7 の 1 の農地中間管理機構との連携概要は、別記様式第 1 号を参考に作成するものとする。

2 要綱第 8 の地域内農地集積促進計画は、別記様式第 2 - 1 号により作成するものとする。

3 要綱第 9 の農地集積推進計画は、別記様式第 2 - 2 号により作成するものとする。

4 要綱第 10 の高収益作物転換促進計画は、別記様式第 2 - 3 号により作成するものとする。

5 要綱第 11 の未来型産地形成推進条件整備計画は、新産地育成型及び既存産地改良型は別記様式 2 - 4 号を例として、園芸作物導入型は別記様式第 2 - 5 号により作成す

るものとする。

- 6 要綱第12のスマート農業導入推進計画は、別記様式第2-6号により作成するものとする。
- 7 要綱第13の農地耕作条件改善計画は、別記様式第3号により作成するものとする。
- 8 要綱第8から第13までの「地区」の範囲は、同一の用水系統又は同一の排水系統にある水利施設の受益範囲、ブロックローテーションの取組範囲、市町村の定める農業振興地域整備計画の範囲、都道府県の定める農業振興地域整備基本方針の地域区分の範囲等によって設定するものとする。
- 9 農業者団体、農業法人等が事業実施主体となる場合は、農地中間管理機構、都道府県及び関係市町村と調整の上、地域内農地集積促進計画、高収益作物転換促進計画又はスマート農業導入推進計画及び農地耕作条件改善計画を作成するものとする。
- 10 民間団体が事業実施主体となる場合は、支援対象者は、事業実施者、農地中間管理機構、都道府県及び関係市町村と調整の上、未来型産地形成推進条件整備計画を作成するものとする。
- 11 茶生産者団体又は協議会が事業実施主体となる場合は、事業実施主体は、農地中間管理機構、都道府県及び関係市町村と調整の上、未来型産地形成推進条件整備計画を作成するものとする。

#### 第4 事業の申請等

- 1 要綱第14の1の(1)の農村振興局長及び生産局長(以下、「農村振興局長等」という。)が別に定める書類は、実質化された人・農地プラン(人・農地プランの具体的な進め方について(令和元年6月26日付け元経営第494号農林水産省経営局長通知)の2(1)の実質化された人・農地プランをいい、同通知の3により実質化された人・農地プランとみなすことができる人・農地プラン、同通知の4により実質化された人・農地プランとして取り扱うことのできる同種取決め等を含む。以下「実質化された人・農地プラン」という。)が作成された地区で本事業を実施する場合にあっては、同通知別紙1に基づき作成された実質化された人・農地プランの概要、同通知の5(1)に基づく工程表が公表された地区で本事業を実施する場合にあっては、当該工程表とする。
- 2 要綱第14の1の(1)及び(4)の事業採択申請書は別記様式第5号により、要綱第14の2及び6の事業採択通知書は別記様式第6号により、それぞれ作成するものとする。また、要綱第14の4又は8により変更申請を行う場合には、事業変更申請書は別記様式第7号により、事業変更通知書は別記様式第8号により、それぞれ作成するものとする。
- 3 要綱第14の4及び8の農村振興局長等が別に定める重要な変更とは、次に掲げるものとする。
  - (1) 総事業費の20パーセント以上の変動
  - (2) 受益面積の5パーセント以上かつ5ヘクタール以上の変動
  - (3) 地域内農地集積型から高収益作物転換型への変更
- 4 農地所有適格法人等が事業実施主体となる場合は、農地中間管理機構、都道府県及び関係市町村と調整の上、法人設立登記事項証明書、定款の写し及び都道府県知事による経営状況の調査報告(別記様式第4号)並びに第2の2の(1)又は(2)を証

明する資料を提出するものとする。

- 5 活動組織が事業実施主体となる場合は、農地中間管理機構、都道府県及び関係市町村と調整の上、規約及び事業実施年度前年度における多面的機能支払交付金実施要領（平成26年4月1日付け25農振第2255号農林水産省農村振興局長通知）別記3-1の第5に規定する多面的機能支払交付金に係る実施状況の確認通知書並びに第2の2の（1）又は（2）を証明する資料を提出するものとする。
- 6 公募選定者が事業実施主体となる場合は、生産局長が別に定める公募要領の規定により、都道府県及び関係市町村と調整を行うものとする。
- 7 要綱第4の人・農地プラン実質化区域等で事業を実施する場合は、事業実施主体（要綱第3の4の（1）の事業のうち果樹を対象とするものにあつては支援対象者）は、要綱第14の2、3又は6により事業採択の通知を受けた後、遅滞なく要綱第10の高収益作物転換促進計画、第11の未来型産地形成推進条件整備計画及び第12のスマート農業導入推進計画を農地中間管理機構へ提出するものとする。

## 第5 事業達成状況の報告

- 1 要綱第15の「事業達成状況報告書」の取りまとめは、別記様式第2-1号、別記様式第2-2号、別記様式第2-3号、別記様式第2-4号、別記様式第2-5号、別記様式第2-6号及び別記様式第3号により行うものとする。
- 2 要綱第15の地方農政局長等及び生産局長への「報告」は、別記様式第9号によるものとする。
- 3 要綱第15の「改善計画」は、別記様式第11号によるものとする。

## 第6 助成

- 1 要綱第16の1について

（1）要綱第16の1について農村振興局長等が別に定める助成単価とは、次に掲げる区分に応じ、次に定めるものとする。なお、定額助成の事業種類の欄（1）から（10）までにあつては、助成単価は、別表1に示すとおり、標準的な作業内容、作業量等を想定して算出した事業費の2分の1程度としているため、事業実施主体は、農業者施工の活用や自らの費用負担等により、適切に事業を遂行するものとする。

ア イに掲げるもの以外のもの（施工の全部を農業者施工により実施する場合には、【 】内に定める単価）

（ア）定額助成の事業種類の欄（1）及び（3）にあつては、現場条件に応じ、次に定める単価

- ・ 畦畔で隣接するほ場の高低差が10cmを超える場合であつて、表土扱いを行う場合は受益面積10アール当たり12万5千円【10万5千円】
- ・ 畦畔で隣接するほ場の高低差が10cm以下の場合であつて、表土扱いを行う場合は受益面積10アール当たり10万5千円【8万5千円】
- ・ 畦畔で隣接するほ場の高低差が10cm以下の場合であつて、表土扱いを行わない場合は受益面積10アール当たり5万5千円【4万円】
- ・ 畦畔除去のみの場合は施工延長100メートル当たり3万円【3万円】

（イ）定額助成の事業種類の欄（2）及び（4）にあつては、現場条件に応じ、次に定める単価

- ・ 水路で隣接するほ場の高低差が 10cm を超える場合であって、表土扱いを行う場合は受益面積 10 アール当たり 25 万円【19 万 5 千円】
  - ・ 水路で隣接するほ場の高低差が 10cm 以下の場合であって、表土扱いを行う場合は受益面積 10 アール当たり 23 万円【17 万 5 千円】
  - ・ 水路で隣接するほ場の高低差が 10cm 以下の場合であって、表土扱いを行わない場合は受益面積 10 アール当たり 17 万 5 千円【13 万円】
- (ウ) 定額助成の事業種類の欄 (5) にあつては、使用する工法に応じ、次に定める単価
- ・ バックホウ工法を用い、表土扱いを行う場合は受益面積 10 アール当たり 15 万円【11 万 5 千円】
  - ・ バックホウ工法を用い、表土扱いを行わない場合は受益面積 10 アール当たり 14 万 5 千円【10 万 5 千円】
  - ・ トレンチャ工法を用いる場合は受益面積 10 アール当たり 10 万円【8 万 5 千円】
  - ・ 掘削同時埋設工法を用いる場合は受益面積 10 アール当たり 7 万 5 千円【5 万 5 千円】
- (エ) 定額助成の事業種類の欄 (6) にあつては、現場条件に応じ、次に定める単価
- ・ 表土扱いを行う場合は施工延長 100 メートル当たり 15 万円【11 万円】
  - ・ 表土扱いを行わない場合は施工延長 100 メートル当たり 14 万円【10 万円】
- (オ) 定額助成の事業種類の欄 (7) にあつては、受益面積 10 アール当たり 15 万 5 千円【11 万円】(樹園地にあつては受益面積 10 アール当たり 24 万 5 千円【17 万 5 千円】、給水栓設置のみの場合にあつては 1 箇所当たり 1 万 5 千円【1 万円】)。なお、ほ場外からの接続管を一体的に施工する場合は接続管の施工延長 10 メートル当たり 5 万円【4 万円】
- (カ) 定額助成の事業種類の欄 (8) にあつては、受益面積 10 アール当たり 11 万 5 千円【6 万 5 千円】
- (キ) 定額助成の事業種類の欄 (9) にあつては、受益面積 10 アール当たり 20 万円【14 万 5 千円】
- (ク) 定額助成の事業種類の欄 (10) の (ア) にあつては、施工延長 10 メートル当たり 9 万 5 千円【6 万円】
- (ケ) 定額助成の事業種類の欄 (10) の (イ) にあつては、施工延長 10 メートル当たり 14 万 5 千円【8 万 5 千円】
- (コ) 定額助成の事業種類の欄 (10) の (ウ) にあつては、施工延長 10 メートル当たり 9 万 5 千円【6 万円】
- (サ) 定額助成の事業種類の欄 (10) の (エ) にあつては、事業採択申請時に地方農政局長等が特に必要と認めるものに限り、必要な単価を定める。
- (シ) 定額助成の事業種類の欄 (11) にあつては、単年度当たり 300 万円
- (ス) 定額助成の事業種類の欄 (12) にあつては、ハード事業の受益地内の作付面積のうち、
- ・ 1 / 4 以上を新たに高収益作物に転換する場合は単年度当たり 300 万円
  - ・ 1 / 3 以上を新たに高収益作物に転換する場合は単年度当たり 400 万円

- ・ 1 / 2 以上を新たに高収益作物に転換する場合は単年度当たり 500 万円
- (セ) (シ) 及び (ス) の助成の限度額は、助成単価に当該事業の実施年数を乗じた額とする。
- (ソ) 定額助成の事業種類の欄 (12) を実施する場合、(セ) に示す限度額の範囲内で、定額助成の事業種類の欄 (11) を実施することができる。
- (タ) 定額助成の事業種類の欄 (13) にあつては、別表 3 に定める助成単価
- (チ) 定額助成の事業種類の欄 (14) にあつては、果樹に係るものは受益面積 10 アール当たり 22 万円、茶に係るものは受益面積 10 アール当たり 14.1 万円
- (ツ) 定額助成の事業種類の欄 (15) の (ア) にあつては、受益面積 10 アール当たり 20 万円
- (テ) 定額助成の事業種類の欄 (15) の (イ) にあつては、受益面積 10 アール当たり 28 万円
- (ト) 定額助成の事業種類の欄 (15) の (ウ) にあつては、受益面積 10 アール当たり 3 万円
- (ナ) 定額助成の事業種類の欄 (16) にあつては、単年度当たり 300 万円以下とし、産地の合意形成、生産体制の整備、試験栽培の実施、加工適正試験、GAP・トレーサビリティの導入及び販路の拡大に要する経費を助成する。

イ 事業完了時まで中心経営体（人・農地プラン（人・農地問題解決加速化支援事業実施要綱（平成 24 年 2 月 8 日付け 23 経営第 2955 号農林水産事務次官依命通知。以下「人・農地要綱」という。）第 2 に定める人・農地プラン（人・農地要綱の人・農地問題解決加速化支援事業を利用せずに同要綱に準じて作成したものを含む。）、実質化された人・農地プラン及び地域農業経営再開復興支援事業実施要綱（平成 23 年 11 月 21 日付け 23 経営第 2262 号農林水産事務次官依命通知）第 2 の 1 に定める経営再開マスタープランをいう。）において地域の中心となる経営体に位置付けられているものをいう。以下同じ。）に集約されている受益地又は集約することが確実と見込まれる受益地にあつては、次に掲げるものとする。（施工の全部を農業者施工により実施する場合には、【 】内に定める単価）

- (ア) 定額助成の事業種類の欄 (1) 及び (3) にあつては、現場条件に応じ、次に定める単価
  - ・ 畦畔で隣接するほ場の高低差が 10cm を超える場合であつて、表土扱いを行う場合は受益面積 10 アール当たり 15 万円【12 万 5 千円】
  - ・ 畦畔で隣接するほ場の高低差が 10cm 以下の場合であつて、表土扱いを行う場合は受益面積 10 アール当たり 12 万 5 千円【10 万円】
  - ・ 畦畔で隣接するほ場の高低差が 10cm 以下の場合であつて、表土扱いを行わない場合は受益面積 10 アール当たり 6 万 5 千円【4 万 5 千円】
  - ・ 畦畔除去のみの場合は施工延長 100 メートル当たり 3 万 5 千円【3 万 5 千円】
- (イ) 定額助成の事業種類の欄 (2) 及び (4) にあつては、現場条件に応じ、次に定める単価
  - ・ 水路で隣接するほ場の高低差が 10cm を超える場合であつて、表土扱いを行

う場合は受益面積 10 アール当たり 30 万円【23 万円】

- ・ 水路で隣接するほ場の高低差が 10cm 以下の場合であって、表土扱いを行う場合は受益面積 10 アール当たり 27 万 5 千円【21 万円】
- ・ 水路で隣接するほ場の高低差が 10cm 以下の場合であって、表土扱いを行わない場合は受益面積 10 アール当たり 21 万円【15 万 5 千円】

(ウ) 定額助成の事業種類の欄 (5) にあつては、使用する工法に応じ、次に定める単価

- ・ バックホウ工法を用い、表土扱いを行う場合は受益面積 10 アール当たり 18 万円【13 万 5 千円】
- ・ バックホウ工法を用い、表土扱いを行わない場合は受益面積 10 アール当たり 17 万円【12 万 5 千円】
- ・ トレンチャ工法を用いる場合は受益面積 10 アール当たり 12 万円【10 万円】
- ・ 掘削同時埋設工法を用いる場合は受益面積 10 アール当たり 9 万円【6 万 5 千円】

(エ) 定額助成の事業種類の欄 (6) にあつては、現場条件に応じ、次に定める単価

- ・ 表土扱いを行う場合は施工延長 100 メートル当たり 18 万円【13 万円】
- ・ 表土扱いを行わない場合は施工延長 100 メートル当たり 16 万 5 千円【12 万円】

(オ) 定額助成の事業種類の欄 (7) にあつては、受益面積 10 アール当たり 18 万 5 千円【13 万円】(樹園地にあつては受益面積 10 アール当たり 29 万円【21 万円】、給水栓設置のみの場合にあつては 1 箇所当たり 1 万 5 千円【1 万円】)。

なお、ほ場外からの接続管を一体的に施工する場合は接続管の施工延長 10 メートル当たり 5 万円【4 万円】

(カ) 定額助成の事業種類の欄 (8) にあつては、受益面積 10 アール当たり 13 万 5 千円【7 万 5 千円】

(キ) 定額助成の事業種類の欄 (9) にあつては、受益面積 10 アール当たり 24 万円【17 万円】

(ク) 定額助成の事業種類の欄 (10) の (ア) にあつては、施工延長 10 メートル当たり 11 万円【7 万円】

(ケ) 定額助成の事業種類の欄 (10) の (イ) にあつては、施工延長 10 メートル当たり 17 万円【10 万円】

(コ) 定額助成の事業種類の欄 (10) の (ウ) にあつては、施工延長 10 メートル当たり 11 万円【7 万円】

(2) 定額助成の事業種類の欄 (1) から (9) までにあつては、助成額は、受益面積のうち 1 アール未満又は施工延長のうち 10 メートル未満を、一筆の農地ごとに切り捨てて算出するものとする。また、定額助成の事業種類の欄 (10) にあつては、施工延長のうち 10 メートル未満を切り捨てて算出するものとする。

(3) 耕地復旧を行わない場合には、次に定めるとおり助成単価を減算するものとする。

ア 定額助成の事業種類の欄 (1) から (4) までにあつては、受益面積 10 アール当たり 2 万円(施工延長 100 メートル当たり 1 万円)を減算

イ 定額助成の事業種類の欄 (5) にあつては、受益面積 10 アール当たり 1 万 5 千

円を減算

ウ 定額助成の事業種類の欄（6）にあつては、施工延長 100 メートル当たり 1 万円を減算

- (4) 定額助成の事業種類の欄（5）に関して、地下かんがいを導入する場合には、受益面積 10 アール当たり 2 万 5 千円を加算するものとする。
- (5) 定額助成の事業種類の欄（5）及び（6）に関して、一筆の農地における本暗渠管の全延長の管径が 65mm 以上の場合には、受益面積 10 アール当たり（事業種類の欄（6）にあつては施工延長 100 メートル当たり） 1 万 5 千円を加算するものとする。
- (6) 定額助成の事業種類の欄（5）に関して、外注（有償）により実施設計を行う場合には、受益面積 10 アール当たり 1 万 5 千円を加算するものとする。
- (7) 定額助成の事業種類の欄（5）に関しては、農地の区画の形状等により吸水渠（本暗渠管）の間隔（L）が 10 メートル以上となる場合には、下式により受益面積（A）を割り引いて助成額を算出するものとする。

助成額 =  $A \times 10 / L \times$  助成単価

- (8) (1) のイの集約とは、同一の中心経営体の経営等農用地が 1 ヘクタール（北海道にあつては 3 ヘクタール）以上のまとまりを有する状態をいう。なお、一連の作業を継続するに当たって支障のない農地であつて、次のいずれかに該当するものをまとまりを有する農地とする。

ア 2 つ以上の農地が畦畔で接続しているもの

イ 2 つ以上の農地が道路又は水路等で接続しているもの

ウ 2 つ以上の農地が各々一隅で接続し、作業の継続に大きな支障がないもの

エ 段状をなしている 2 つ以上の農地の高低の差が作業の継続に影響しないもの

オ 2 つ以上の農地が当該農用地の耕作者の宅地に接続しているもの

カ その他、本事業の趣旨に照らして適当であると認めるもの

- (9) (8) の経営等農用地とは、所有権、利用権（農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 4 条第 4 項第 1 号の利用権をいう。）等の権原に基づき、又は農作業受託（基幹ほ場 3 作業の受託を行っているものをいう。）により集積された農地をいう。

- (10) (9) の基幹ほ場 3 作業とは、稲作にあつては次に掲げる作業のうち農業者が主なものとして選択する 3 つの作業とし、畑作にあつてはア、ウ又はエのうち農業者が主なものとして選択する 2 つの作業とする。ただし、特別な栽培手法による場合にあつては、次に掲げる作業に準ずるものとする。

ア 耕起

イ 代かき

ウ 田植え又は播種

エ 収穫

- (11) 定額助成の事業種類の欄（11）においては、以下に掲げる事業を実施することができる。

ア 権利関係（水利権等）、農家意向、農地集積、基盤整備、水利用高度化推進等に関する調査・調整活動

イ ハード事業の実施に当たって必要となる実施計画の策定及び実施計画の策定に



必要となる調査、測量、設計、関連計画の策定

ウ 農家を対象とした勉強会・研究会の実施や専門技術者の育成、農業機械リース等、先進的省力化技術の導入に当たって必要となる支援

(12) 定額助成のうち (12) においては、以下に該当する事業を実施することができる。

ア 農産物の需給動向や消費者ニーズの把握、効果的な輪作体系の検討等、高収益作物転換プランの作成に当たって必要となる支援

イ 現場での講習・研修会の開催や加工品の試作、試験販売、販売戦略の検討等、営農定着の促進に当たって必要となる支援

(13) 定額助成のうち (15) の (ア) においては、改植後の早期成園化を図るため、あらかじめ大型の苗を育成する取組を実施することができる。

(14) 定額助成のうち (15) の (イ) においては、未利用の農地等を取得又は賃借等して野菜等を栽培することにより代替的な収入を確保するための取組を実施することができる。

(15) 定額助成のうち (15) の (ウ) においては、成園後の省力・効率的生産の実現に向けて、省力樹形の仕立て方法や管理技術、作業機械の効率的な操作方法等を習得するための取組を実施することができる。

(16) 定額助成のうち (16) にあつては、産地の合意形成、生産体制の整備、試験栽培の実施、加工適正試験、GAP・トレーサビリティの導入及び販路の拡大を実施することができる。

## 2 要綱第 16 の 2 について

助成の対象となる経費は、次に該当するものとする。

(1) 純工事費

(2) 測量設計費

(3) 用地費及び補償費

(4) 船舶機械器具費

(5) 全体実施設計費

(6) 換地費

(7) 調査・調整費

(8) 経理管理・指導費

(9) 機械作業体系の導入に必要な機械・施設のリース導入等に要する経費

(10) 労働生産性の向上に必要な機械・施設のリース導入に要する経費

## 3 要綱第 16 の 3 について

農地集積推進助成の額は、定率助成ハード事業の事業費に 5.0%を限度とする助成率を乗じた額とする。但し、別表 2 に掲げる地域等においては、同表の助成率の欄に掲げる助成率を上限とする。

## 第 7 固定価格買取制度との調整

本事業により小水力、太陽光等再生可能エネルギーを活用した発電施設を設置し、都道府県、市町村、土地改良区及び土地改良区連合が電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）に基づく固定価格買取制度により売電を行う場合には、発電開始後、「農業農村整備事業等により整備された小水力等発電施設整備に関する補助事業等と固定価格買取制度との調整について」（平成 26

年4月1日付け26農振第2313号農林水産省農村振興局長通知)に定めるところにより、売電収入の一部を国に納付することとする。

## 第8 その他

- 1 本事業の実施に当たっては、農地地図情報の利活用を図ること等により、本事業の効率的かつ効果的な推進に努めるものとする。
- 2 本事業で整備された暗渠排水のうち、地域排水型暗渠排水（農地周辺の宅地等への洪水被害防止等地域排水機能を発揮する暗渠排水をいう。）であって、市町村又は土地改良区その他公共的団体が所有するとともに、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条に規定する市町村地域防災計画（都道府県又は市町村が策定するこれに準ずる計画を含む。）に位置付けられているものは、地方財政法（昭和22年法律第67号）第5条第5号に掲げる公共施設に当たる。
- 3 農地中間管理機構、市町村、農業者団体又は農業法人等が事業実施主体である場合には、都道府県知事は、農地中間管理機構、市町村、農業者団体又は農業法人等に対し、本事業の適正かつ円滑な推進のために必要な情報交換、連携・調整及び技術的な助言・指導等を行うものとする。
- 4 事業の実施に当たっては、事業実施主体は、農業者施工の活用等により可能な限り事業費の低減に努めるとともに、契約の手續等の公正性及び透明性を図るものとする。
- 5 事業の着手は、原則として、国からの交付金及び補助金（以下「交付金等」という。）の交付決定通知を受けて行うものとするが、やむを得ない事情により、交付金等の交付決定の前に着手する必要がある場合には、その理由を具体的に明記した交付決定前着手届（別記様式第10号）をあらかじめ地方農政局長等又は生産局長に提出するものとする。

なお、事業実施主体は、交付決定前に着手した場合には、農地耕作条件改善事業交付金交付要綱（平成28年4月1日付け27農振第2324号農林水産事務次官依命通知）の規定による交付金交付申請書の2の備考欄に着手年月日及び交付決定前着手届の文書番号を記載するものとする。

- 6 定額助成の事業種類の欄の（7）に該当するもの及び要綱別表の区分の2（以下「定率助成」という。）の事業種類の欄の（1）に該当するものについて、その整備の実施後8年を経過しない間に同一の主体による一連の行為により受益地の10分の1以上（その受益地の面積が100ヘクタールを超えるときは、受益地のうち10ヘクタール以上）の転用が行われた場合並びに定額助成の事業種類の欄の（1）から（4）までに該当するもの及び定率助成の事業種類の欄の（4）に該当するものについて、その整備の実施後8年を経過しない間に同一の主体による一連の行為により10アール以上の受益地が転用された場合には、次に掲げる場合を除き、交付金等の返還措置を講ずるものとする。
  - （1）土地収用法（昭和26年法律第219号）第26条第1項の規定による告示（他の法律の規定による告示又は公告で同項の規定による告示とみなされるものを含む。）に係る事業の用に供する場合
  - （2）受益地において農業を営む者の農業経営上必要な施設の用に供する場合であって、地方農政局長等が交付金を返還させないことを相当と認める場合
  - （3）（1）及び（2）のほか、地方農政局長等が農村振興局長と協議して（北海道に

あつては農村振興局長が) 特にやむを得ないと認める場合

7 6により交付金の返還措置を講ずる場合の交付金の返還額の算定方法は、以下のとおりとする。

$$\text{交付金返還額} = A \times C / B$$

A：返還対象交付金の総額

B：受益地の総面積

C：転用受益地の面積

8 都道府県、市町村、土地改良区又は土地改良区連合以外の者が本事業により設置された発電施設により固定価格買取制度による売電を行う場合は、当該発電施設の整備に要する経費を助成対象としない。

9 本事業の交付対象となる施設及び農業機械については、以下の要件を満たすものに限る。

(1) 本事業の受益地内において使用するもの

(2) 農業者2者以上により共同利用するもの

10 要綱第5の3の中山間地域とは、次に掲げる要件のいずれかを満たす地域をいう。

(1) 離島振興法第2条第1項の規定に基づき離島振興対策実施地域として指定された離島

(2) 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73条)第2条第2項の規定に基づき指定された地域

(3) 山村振興法第7条第1項の規定に基づき指定された地域

(4) 半島振興法(昭和60年法律第63号)第2条第1項の規定に基づき指定された地域

(5) 過疎地域自立促進特別措置法第2条第1項に規定する過疎地域(同法第33条第1項又は第2項の規定により過疎地域と見なされる区域を含み、平成12年度から16年度までの間に限り、同法附則第5条第1項に規定する特定市町村(同法附則第6条又は第7条の規定により特定市町村と見なされる区域)を含む。)

(6) 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成5年法律第72号)第2条第1項に規定する特定農山村地域

(7) 旧急傾斜地帯農業振興臨時措置法(昭和27年法律第135号)第3条の規定に基づき指定された地域又は受益地域内の平均傾斜度が15度以上の地域(水田地帯を除く。)

(8) 棚田地域振興法(令和元年法律第42号)第7条第1項の規定に基づき指定された指定棚田地域

(9) (1)から(8)までに準ずる地域であつて地方農政局長等が特に必要と認める地域

11 事業実施主体は、事業達成状況報告書及び農地耕作条件改善事業交付金交付要綱(平成28年4月1日付け27農振第2324号農林水産事務次官依命通知)第15の規定による実績報告書に、農業者施工等の状況(作業内容、作業時間、支出額等)を把握した結果に基づき、事業費を適切に記載するものとする。

12 事業実施主体が都道府県、市町村及び公募選定者以外の場合であつて、都道府県が定率助成の事業種類の欄(17)の指導(以下「指導事業」という。)を実施していない場合又は1地区当たりの単年度の交付金等の交付額が1億円を超える場合には、事

業実施主体は、土地改良区体制強化事業実施要綱（平成28年4月1日付け27農振第2429号農林水産事務次官依命通知）第6の1の（3）のイに基づく会計指導員、監査法人又は公認会計士等による外部監査を受けるものとする。

- 13 農業者施工を行う場合には、事業実施主体は、不測の事故等に備え、当該農業者を傷害保険、賠償責任保険等に加入させる等の対応を行うものとする。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

別表 1

事業概要	農地の形状等	現場条件、使用 工法	標準的な作業内容
田の区画拡大 (水路の変更を伴わないもの)	30m × 100m(30a)のほ場 2 枚を 60m × 100m(60a)のほ場 1 枚へ区画拡大	畦畔で隣接するほ場の高低差が 10cm を超える場合で表土扱いを行う	ほ場整備整地工(ブルドーザ、バックホウ)、法面整形工(バックホウ)、耕地復旧(トラクタ、雑物除去)
		畦畔で隣接するほ場の高低差が 10cm 以下である場合で表土扱いを行う	ほ場整備整地工(ブルドーザ、バックホウ)、法面整形工(バックホウ)、耕地復旧(トラクタ、雑物除去)
		畦畔で隣接するほ場の高低差が 10cm 以下である場合で表土扱いを行わない	簡易整備工(ブルドーザ)、耕地復旧(トラクタ、雑物除去)
		畦畔除去のみ	畦畔除去(バックホウ)、耕地復旧(トラクタ、雑物除去)
田の区画拡大 (水路の変更を伴うもの)	30m × 100m(30a)のほ場 2 枚を 60m × 100m(60a)のほ場 1 枚へ区画拡大	—	ほ場整備整地工(ブルドーザ、バックホウ)、法面整形工(バックホウ)、耕地復旧(トラクタ、雑物除去)、構造物撤去、管設置
畑の区画拡大 (水路の変更を伴わないもの)	30m × 100m(30a)の畑 2 枚を 60m × 100m(60a)の畑 1 枚へ区画拡大	畦畔で隣接するほ場の高低差が 10cm を超える場合で表土扱いを行う	ほ場整備整地工(ブルドーザ、バックホウ)、法面整形工(バックホウ)、耕地復旧(トラクタ、雑物除去)
		畦畔で隣接するほ場の高低差が 10cm 以下である場合で表土扱いを行う	ほ場整備整地工(ブルドーザ、バックホウ)、法面整形工(バックホウ)、耕地復旧(トラクタ、雑物除去)
		畦畔で隣接するほ場の高低差が 10cm 以下である場合で表土扱いを行わない	簡易整備工(ブルドーザ)、耕地復旧(トラクタ、雑物除去)
		畦畔除去のみ	畦畔除去(バックホウ)、耕地復旧(トラクタ、雑物除去)
畑の区画拡大 (水路の変更を伴うもの)	30m × 100m(30a)の畑 2 枚を 60m × 100m(60a)の畑 1 枚へ区画拡大	—	ほ場整備整地工(ブルドーザ、バックホウ)、法面整形工(バックホウ)、耕地復旧(トラクタ、雑物除去)、構造物撤去、管設置
暗渠排水	30m × 100m(30a)	バックホウ工	表土はぎ取り等(ブルドーザ)、掘削(バ

	のほ場の長辺方向に本暗渠管(管径 50mm~60mm)を3本埋設	法を用い、表土扱いを行う場合	ックハウ)、資材小運搬、暗渠排水管布設、被覆材投入、水甲布設(バックハウ)、埋戻(バックハウ)、耕地復旧(トラクタ)
		バックハウ工法を用い、表土扱いを行わない場合	掘削(バックハウ)、資材小運搬、暗渠排水管布設、被覆材投入、水甲布設(バックハウ)、埋戻(バックハウ)、耕地復旧(トラクタ)
		トレンチャ工法を用い、表土扱いを行わない場合	掘削(トレンチャ)、資材小運搬、暗渠排水管布設、被覆材投入、水甲布設(バックハウ)、埋戻(バックハウ)、耕地復旧(トラクタ)
		掘削同時埋設工法を用い、表土扱いを行わない場合	掘削・暗渠排水管布設・被覆材投入(同時埋設)、資材小運搬、水甲布設(バックハウ)、埋戻(バックハウ)、耕地復旧(トラクタ)
湧水処理	本暗渠管(管径 50mm~60mm)	表土扱いを行う場合	表土はぎ取り等(ブルドーザ)、掘削(バックハウ)、資材小運搬、暗渠排水管布設、被覆材投入、水甲布設(バックハウ)、埋戻(バックハウ)、耕地復旧(トラクタ)
		表土扱いを行わない場合	掘削(バックハウ)、資材小運搬、暗渠排水管布設、被覆材投入、水甲布設(バックハウ)、埋戻(バックハウ)、耕地復旧(トラクタ)
末端畑地かんがい施設(普通畑、樹園地)	—	—	掘削(バックハウ)、管布設(人力)、散水設備、埋戻(バックハウ)
末端畑地かんがい施設(給水栓設置)	—	—	掘削(バックハウ)、管布設(人力)、給水栓設置(人力)、埋戻(バックハウ)
客土	—	—	客土材運搬(バックハウ、ダンプトラック)、客土材散布・整地(ブルドーザ、バックハウ)
除礫	—	—	除礫(ストーンローダ、バックハウ、ダンプトラック)、整地(ブルドーザ)
更新整備(用水路)	—	—	土工(バックハウ)、用水路工、附帯工(拵据付工、取水ゲート拵付工)
更新整備(排水路)	—	—	土工(バックハウ)、排水路工、仮設工(水替え、マット敷設)
更新整備(農作業道)	—	—	土工(バックハウ)、路床材投入(バックハウ)、路床工(ブルドーザ、ローラ等)、路盤工(ローラ等)、舗装工(ローラ等)

注) 標準的な作業内容のうち一部を農業者施工により行うことを想定している。

別表 2

地域等	助成率
第 8 の 10 の ( 2 ) から ( 7 ) に掲げる要件のいずれかを満たす地域	3.0%
北海道 ( 田 )	3.0%
北海道 ( 畑 )	2.2%
沖縄県	1.0%
奄美群島振興特別措置法 ( 昭和 29 年法律第 189 号 ) に基づく指定地域	2.8%
離島振興法 ( 昭和 28 年法律第 72 号 ) 第 2 条第 1 項の規定に基づき離島振興対策実施地域として指定された離島	4.0%

別表 3

## 新植・改植支援単価等

補助対象となる取組	支援単価等
<p>1 果樹</p> <p>(1) 慣行樹形等への新植・改植</p> <p>ア みかん等のかんきつ類への新植・改植</p> <p>イ その他の主要果樹への新植・改植 注 主要果樹とは、かんきつ類の果樹、りんご、なし、かき、ぶどう、もも、おうとう、びわ、くり、うめ、すもも、キウイフルーツ及びいちじくをいう。</p> <p>ウ りんごのわい化栽培への新植・改植</p> <p>エ ぶどう（加工用）の垣根栽培への新植・改植</p> <p>オ アからエまでのいずれの場合にも該当しない慣行樹形等への新植・改植</p> <p>(2) 省力樹形への新植・改植</p> <p>ア 超高密植（トールスピンドル）栽培（りんご）への新植・改植</p> <p>イ 高密植低樹高（新わい化）栽培（りんご）への新植・改植</p> <p>ウ 根域制限栽培（みかん等のかんきつ類）への新植・改植</p> <p>エ 根域制限栽培（ぶどう、なし、もも等）への新植・改植</p> <p>オ ジョイント栽培（なし、もも、すもも、かき等）への新植・改植</p> <p>カ アからオまでのいずれの場合にも該当しない省力樹形への新植・改植</p>	<p>（新植支援単価（括弧書きは改植支援単価）</p> <p>21（23）万円／10a</p> <p>15（17）万円／10a</p> <p>32（33）万円／10a</p> <p>32（33）万円／10a</p> <p>2分の1以内</p> <p>71（73）万円／10a</p> <p>52（53）万円／10a</p> <p>108（111）万円／10a</p> <p>99（100）万円／10a</p> <p>32（33）万円／10a</p> <p>2分の1以内</p> <p>12（15.2）万円／10a</p>
2 茶の新植・改植	12（15.2）万円／10a



農地中間管理事業との連携概要 記載例

〇〇県△△市 □□区域（◎◎地区）

※ □□区域は農地中間管理事業の重点実施区域名（予定可）、◎◎地区は農地耕作条件改善事業の地区名を記載

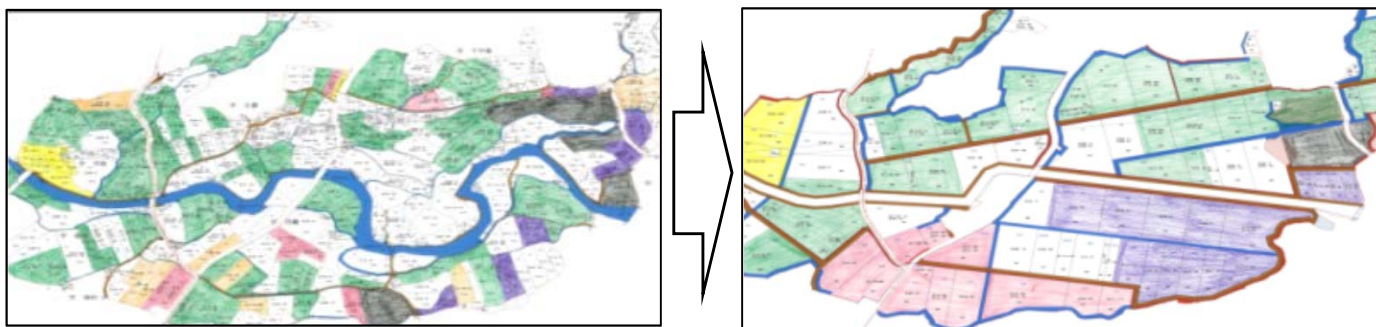
1. 農地中間管理事業の進め方（該当する箇所に○を記載）※複数回答可

○	① 市町村・各地域の人・農地の状況の把握からのアプローチ
	② 公募に応募した受け手のニーズの把握からのアプローチ
	③ 法人・認定農業者などの担い手のニーズの把握からのアプローチ
必須	④ 基盤整備（簡易整備を含む）からのアプローチ

2. 地域の概要

・□□地区は、△△市のほぼ中心に位置し、AA川水系のBB川沿いに広がる平野部で市の中心的水田地帯となっているが、小区画・不整形で耕作農地が各所に分散していることから、効率的な水田作を実現するため、「農地耕作条件改善事業（◎◎地区）」による大区画化と農地中間管理事業による集積・集約化を行うものである。  
 ・□□地区のある△△市は中山間地域であり、安定的な農業経営を実現するためには水田作から高収益作物への転換が効果的であることから、「農地耕作条件改善事業（◎◎地区）」により一部高収益作物への転換を図りつつ、大区画化等よりに農地中間管理機構による集積・集約化を行うものである。

3. 機構の活用イメージ（農地利用図）



注1： 農地中間管理事業の重点実施区域の範囲及び農地耕作条件改善事業の受益範囲を明記すること。

注2： 他事業（国営事業、都道府県営事業等国費が投じられている事業のこと）と組み合わせる場合はその受益範囲を明記すること。

【活用前（令和〇〇年）】

① 機構から転貸を受ける担い手の集積面積及び集積率	○. Oha、○%	備考
② 機構から転貸を受ける担い手の平均経営面積	○. Oha/○経営体	
③ 機構から転貸を受ける担い手が利用する団地数	○箇所	
④ 機構から転貸を受ける担い手が利用する団地の平均面積	Oha/1団地	

【活用後（令和〇〇年）】

① 機構から転貸を受けた担い手の集積面積及び集積率	○. Oha、○%	備考
② 機構から転貸を受けた担い手の平均経営面積	○. Oha/○経営体	
③ 機構から転貸を受けた担い手が利用する団地数	○箇所	
④ 機構から転貸を受けた担い手が利用する団地の平均面積	〇〇Oha/団地	
⑤ 機構から転貸を受けた新規就農者数	○人	
⑥ 機構から転貸を受けた参入企業数	○法人	

注3： 団地：連続して作付けができるほ場

4. 機構の活用に関しての創意工夫があれば、記載してください。

Blank area for additional information regarding creative efforts in utilizing the institution.

地域内農地集積促進計画（事業達成状況報告）

地区名	事業実施主体	関係都道府県・市町村名	6法指定地域等
	〇〇〇〇 指導事業（〇〇）		
事業実施期間	/	重点実施区域名	指定時期（予定）
農地中間管理機構による地域内（受益地内）の担い手への農地集積の推進に向けた取組方針	・区画拡大や営農環境整備事業、維持管理の省力化を実施するとともに、先進的の省力化技術を導入し、生産コストの低減に取り組むことで、事業実施区域において農地中間管理機構による担い手への農地の賃貸借面積を向上させる等の農地中間管理機構による地域内の担い手への農地集積に向けた取組方針を記載。		
事業概要	受益面積：水田〇〇a、畑地〇〇a、樹園地〇〇a 総事業費：〇〇百万円 受益者数：〇〇者		

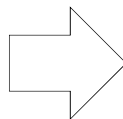
農地集積に係る目標

地域内農地集積促進計画の目標年度：R〇〇年度

	事業実施前	事業実施後
担い手の集積面積（率）	〇〇a（〇〇%）	〇〇a（〇〇%）
担い手の集約化面積（率）	〇〇a（〇〇%）	〇〇a（〇〇%）
その他	導入作物を地域ブランド化しメディア戦略を展開 等	

事業の活用イメージ

農地耕作条件改善事業の事業実施地区における事業実施前の農地集積状況等を記載



農地耕作条件改善事業の事業実施地域における事業実施後の農地集積計画等を記載

事業の実施イメージ

	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
ハード		・田の区画拡大	・田の区画拡大 ・暗渠排水	・営農環境整備支援	
ソフト	・条件改善促進支援			・管理省力化支援 ・品質向上支援 ・条件改善促進支援	・条件改善推進費

関連事業の概要

事業名	事業実施主体	事業概要	事業実施期間
		受益面積：〇〇a 主な工種： 総事業費：〇〇百万円	

農地防災事業の実施	〇〇〇事業	A、B
定額助成の費用負担の方法 (事業達成状況報告時のみ記載)	・総事業費(うち定額助成額〇〇円) 【総事業費(①+②+③)の内訳】 ①事業実施主体の支出額〇〇円 ②農業者の支出額〇〇円 ③農業者施工等(無償分)の金額換算〇〇円	
定率助成の費用負担の方法		
予定管理者・管理方法		
その他必要な項目		

- 注1： 地域内農地集積促進計画の変更及び実施結果の報告は、変更箇所にて二重線を付し変更後の内容を追記する。
- 注2： 担い手の定義は、農業競争力強化農地整備事業実施要綱(平成30年3月31日付け29農振第2604号農林水産事務次官依命通知)に定めるところによる。
- 注3： 指導事業を行う際には、「事業実施主体」の欄に指導事業の事業実施主体を記入する。
- 注4： 農地防災事業を行う際には「農地防災事業の実施」の欄にその地区の関連事業を記入の上、次に示す区分に応じA又はBを記入する。  
 A：防災A型(湛水防除、地盤沈下、防災ダム等) B：防災B型(ため池等整備等)
- 注5： 事業達成状況報告時には、「定額助成の費用負担の方法」の欄に総事業費、定額助成額、事業実施主体の支出額、農業者の支出額及び農業者施工等(無償分)を金額換算した金額について記入する。

農地集積推進計画（事業達成状況報告）

地区名	事業実施主体 〇〇〇〇 指導事業（〇〇）	関係都道府県・市町村名	6法指定地域等
事業実施期間	/	重点実施区域名	指定時期（予定）
農地中間管理機構による担い手への農地集積・集団化の更なる推進に向けた取組方針		・区画拡大や営農環境整備事業、維持管理の省力化を実施し、事業実施区域全体担い手への集積・集団化を一層向上させる。 等の農地中間管理機構による担い手への農地集積・集団化に向けた取組方針を記載。	
農地中間管理機構による地域内（受益地）の担い手への農地集積及び高収益作物への転換の推進に向けた取り組み方針	・事業実施区域の周辺区域（重点実施区域）において事業実施区域の農地に係る担い手への農地の集積面積を向上させるとともに、一部区域において実証展示ほ場の設置や加工品の試作・試験販売等を実施し、稲作から新たに〇〇に転換する等の農地中間管理機構等による担い手への農地集積を図りつつ、高収益作物への転換に向けた取組方針を記載。		
事業概要	受益面積：水田〇〇a、畑地〇〇a、樹園地〇〇a 総事業費：〇〇百万円 受益者数：〇〇者		
農地集積推進に係る目標			
農地集積推進計画の目標年度：R〇〇年度			
	事業実施前	事業完了後	
担い手の集積面積（率）	〇〇a（〇〇%）	〇〇a（〇〇%）	
担い手の集団化面積（率）	〇〇a（〇〇%）	〇〇a（〇〇%）	
事業の活用イメージ			
農地耕作条件改善事業の事業実施区域における事業実施前の農地集積・集団化状況等を記載		➡	農地耕作条件改善事業の事業実施区域における目標年度の農地集積・集約化状況等を記載
※定額助成の事業種類の（12）又は定率助成の事業種類の（14）を実施する場合にあっては以下を記載すること			
農地耕作条件改善事業の事業実施区域における事業実施前の作付状況等を記載		➡	農地耕作条件改善事業の事業実施区域における目標年度の作付計画等を記載
高収益作物転換促進計画の目標年度：R〇〇年度			
	事業実施前	事業完了後	
高収益作物への転換面積（率）	品目：〇〇a（〇〇%）	品目：〇〇a（〇〇%）	
担い手の集積面積（率）	〇〇a（〇〇%）	〇〇a（〇〇%）	
その他	導入作物を地域ブランド化し、メディア戦略を展開 等		

事業の実施イメージ

	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
ハード		・畑の区画拡大	・田の区画拡大 ・暗渠排水 ・更新整備	・末端畑地かんがい施設 ・営農環境整備支援	
ソフト	・条件改善促進支援			・管理省力化支援 ・品質向上支援 ・高収益作物導入支援	・条件改善推進費

受益者を構成する団地の状況

事業実施前

団体名	面積	担い手の集積面積（率）	農地中間管理権の設定面積（率）
a団地	〇〇a	〇〇a（〇〇％）	〇〇a（〇〇％）
b団地	〇〇a	〇〇a（〇〇％）	〇〇a（〇〇％）
c団地	〇〇a	〇〇a（〇〇％）	〇〇a（〇〇％）
合計	〇〇a	〇〇a（〇〇％）	〇〇a（〇〇％）

事業完了後

団体名	面積	担い手の集積面積（率）	農地中間管理権の設定面積（率）
a団地	〇〇a	〇〇a（〇〇％）	〇〇a（〇〇％）
b団地	〇〇a	〇〇a（〇〇％）	〇〇a（〇〇％）
c団地	〇〇a	〇〇a（〇〇％）	〇〇a（〇〇％）
合計	〇〇a	〇〇a（〇〇％）	〇〇a（〇〇％）

※担い手の集積面積及び農地中間管理権の設定面積については、各団地の面積に占める割合（％）を括弧内に記載する。

関連事業の概要

事業名	事業実施主体	事業概要	事業実施期間
		受益面積：〇〇a 主な工種： 総事業費：〇〇百万円	

定率助成の費用負担の方法	
農地集積推進助成の費用負担の方法	
予定管理者・管理方法	
その他必要な事項	

注1： 農地集積推進計画の変更及び実施結果の報告は、変更箇所には二重線を付し変更後の内容を追記する。

注2： 定額助成の事業種類の（12）又は定率助成の事業種類の（14）を実施する場合にあたっては、「農地中間管理機構による地域内（受益内）の担い手への農地集積及び高収益作物への転換の推進に向けた取組方針」も併せて記入すること。

注3： と。  
高収益作物とは、主食用米（備蓄用米を含む）並びに経営所得安定対策実施要綱Ⅳ第1の1（2）の畑作物の直接支払交付金及びⅣ第2の6（1）の戦略作物助成の対象作物以外の作物とし、次に掲げる要件のいずれかに該当するものとする。

- ・野菜生産出荷安定法（昭和41年法律第103号）に基づく野菜指定産地において栽培される指定野菜
- ・果樹農業振興特別措置法（昭和36年法律第15号）に基づく果樹農業振興計画に位置づけられた果樹
- ・都道府県、市町村の農業振興計画等において位置づけられた振興すべき農産物
- ・地域のブランド認証制度で位置づけられた農産物
- ・地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（6次産業化法）（平成22年法律第67号）に基づく総合化事業計画に位置づけられた6次産業化に向けた取組において主要となる農産物

注4： 産物

注5： 指導事業を行う場合には、「事業実施主体」の欄に指導事業の事業実施主体を記入する。

注6： 団地とは、受益地を構成するまとまりを有する農地をいう。

農地中間管理権の設定については、農地中間管理権を10年以上設定している面積（率）を記載すること。なお、実施結果の報告の対象とする。

高収益作物転換促進計画（事業達成状況報告）

地区名	事業実施主体	関係都道府県・市町村名	6法指定地域等
	〇〇〇〇 指導事業（〇〇）		
事業実施期間	/	重点実施区域又は実質化された人・農地プラン名	指定時期（予定）
農地中間管理機構による地域内（受益地内）の担い手への農地集積及び高収益作物への転換の推進に向けた取組方針	・事業実施区域の周辺区域（重点実施区域）において事業実施区域の農地に係る担い手への集積面積を向上させるとともに、一部区域において実証展示ほ場の設置や加工品の試作・試験販売等を実施し、稲作から新たに〇〇に転換する等の農地中間管理機構による担い手への農地集積を図りつつ、高収益作物への転換に向けた取組方針を記載。		
事業概要	受益面積：水田〇〇a、畑地〇〇a、樹園地〇〇a 総事業費：〇〇百万円 受益者数：〇〇者		

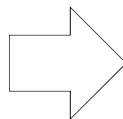
高収益作物転換に係る目標

高収益作物転換促進計画の目標年度：R〇〇年度

	事業実施前	事業実施後
高収益作物への転換面積（率）	品目：〇〇a（〇〇%）	品目：〇〇a（〇〇%）
担い手の集積面積（率）	〇〇a（〇〇%）	〇〇a（〇〇%）
その他	導入作物を地域ブランド化しメディア戦略を展開 等	

事業の活用イメージ

農地耕作条件改善事業の事業実施区域における事業実施前の作付状況等を記載



農地耕作条件改善事業の事業実施区域における目標年度の作付計画等を記載

事業の実施イメージ

	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
ハード		・畑の区画拡大	・田の区画拡大 ・暗渠排水 ・更新整備	・末端畑地かんがい施設 ・営農環境整備支援	
ソフト	・条件改善促進支援 ・高収益作物転換推進費			・管理省力化支援 ・品質向上支援 ・高収益作物導入支援	・条件改善推進費 ・高収益作物導入支援

関連事業の概要

事業名	事業実施主体	事業概要	事業実施期間
		受益面積：〇〇a 主な工種： 総事業費：〇〇百万円	

農地防災事業の実施	〇〇〇事業	A、B
定額助成の費用負担の方法 (事業達成状況報告時のみ記載)	・総事業費〇〇円(うち定額助成額〇〇円) 【総事業費(①+②+③)の内訳】 ①事業実施主体の支出額〇〇円 ②農業者の支出額〇〇円 ③農業者施工等(無償分)の金額換算〇〇円	
定率助成の費用負担の方法		
予定管理者・管理方法		
その他必要な事項		

- 注1： 高収益作物転換促進計画の変更及び実施結果の報告は、変更箇所には二重線を付し変更後の内容を追記する。
- 注2： 高収益作物とは、主食用米(備蓄用米を含む)並びに経営所得安定対策実施要綱Ⅳ第1の1(2)の畑作物の直接支払交付金及びⅣ第2の6(1)の戦略作物助成の対象作物以外の作物とし、次に掲げる要件のいずれかに該当するものとする。
- ・野菜生産出荷安定法(昭和41年法律第103号)に基づく野菜指定産地において栽培される指定野菜
  - ・果樹農業振興特別措置法(昭和36年法律第15号)に基づく果樹農業振興計画に位置づけられた果樹
  - ・都道府県、市町村の農業振興計画等において位置づけられた振興すべき農産物
  - ・地域のブランド認証制度で位置づけられた農産物
  - ・地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律(6次産業化法)(平成22年法律第67号)に基づく総合化事業計画に位置づけられた6次産業化に向けた取組において主要となる農産物
- 注3： 指導事業を行う際には、「事業実施主体」の欄に指導事業の事業実施主体を記入する。
- 注4： 農地防災事業を行う際には「農地防災事業の実施」にその地区の関連事業を記入の上、次に示す区分に応じA又はBを記入する。
- A：防災A型(湛水防除、地盤沈下、防災ダム等) B：防災B型(ため池等整備等)
- 注5： 事業達成状況報告時には、「定額助成の費用負担の方法」の欄に総事業費、定額助成額、事業実施主体の支出額、農業者の支出額及び農業者施工等(無償分)を金額換算した金額について記入する。





未来型産地形成に向けた取組	
(必須) 新植(改植)実施後の成園化までの営農方針	(例) 基盤整備実施と並行し、りんご・なしの新植の準備として、早期成園化のための大苗を育成する。基盤整備が完了した園地から順次、新植を実施する。成園化までの間、幼木の管理作業を実施する。また、省力樹形の管理技術、作業機械の操作方法等を習得するための研修を実施する。
(任意) 小規模園地整備の実施	(例) 水田から転換した樹園地の利用度を高めるため、新植を実施する前に、盛土や排水対策、土壌・土層改良等を実施する。

事業の実施イメージ

区 分		1年目 (事業開始年度)	2年目	3年目	4年目	5年目 (目標年度)	
本事業とは別の国費が投入された基盤整備事業	総事業費						
	国庫補助金額						
	自己負担額						
小規模園地整備	総事業費						
	国庫補助金額						
	自己負担額						
新植・改植	支援対象面積						
	国庫補助金額						
経営早期成園継続発展・	大苗の育成	支援対象面積					
		国庫補助金額					
	代替農地での営農	支援対象面積					
		国庫補助金額					
	省力技術研修	支援対象面積					
		国庫補助金額					
機械作業体系導入	総事業費						
	国庫補助金額						
	自己負担額						

- 注1： 事業実施該当年度に金額、面積を記入すること。
- 2： 必要に応じて、目標年度までの年数を追加・削除すること。
- 3： 新植(新産地育成型)・改植(既存産地改良型)、早期成園化・経営継続発展の国庫補助金額は、支援対象面積に面積当たり支援単価を乗じたもの。
- 4： 新植・改植の面積当たり支援単価は別表参照。
- 5： 早期成園化・経営継続発展のうち代替農地での営農は、既存産地改良型のみ取組可能。  
また、早期成園化・経営継続発展の支援対象面積の定義は次のとおり。
- (1) 大苗の育成  
新植・改植を行う園地の面積のうち、大苗の育成により準備した大苗を用いて新植・改植を行う面積
  - (2) 代替農地での営農  
改植を行う園地において、改植により途絶する収益に対する、代替農地での目標収益の割合(100%を限度とする。)を改植面積に乗じて算出した面積(対象品目に係る地域の経営指標等、収益のバックデータを添付すること。)
  - (3) 省力技術研修  
改植を行う園地において、省力技術(省力樹形や整列樹形、機械作業体系をいう。)を導入する面積
- 6： 民間団体は、本事業の実施に関する事項について、あらかじめ生産局長と協議の上、業務方法書に定めるものとする。
- 7： 茶生産者団体については、本事業に取り組み補助金の交付を受けようとする全ての生産者について、生産者名、取組内容、取組面積、補助金額を明記した一覧表を添付すること。

未来型産地形成推進条件整備計画  
(園芸作物導入型)

関係都道府県・市町村・地区名	支援対象者(協議会名)	事業実施期間	目標年度
目標年度における園芸作物作付面積	事業地区名	重点実施地区又は実質化された人・農地プラン名	左記の指定又は実質化の時期(予定)

第1 事業計画総括表

1 事業概要等

区分	事業費	負担区分			補助率	備考
		国庫補助	自己負担	その他		
1 産地の合意形成に向けた取組	円	円	円	円	定額	
協議会の開催					定額	
園芸作物の生産及び供給体制の整備					定額	
2 栽培技術の確立等に向けた取組					定額	
試験栽培の実施					定額	
品種の加工適性試験					定額	
GAP・トレーサビリティ手法の導入					定額	
販路拡大の取組					定額	
3 機械・施設のリース方式による導入等の取組					定額、1/2	
機械・施設のリース方式による導入					1/2	
省力化・安定生産に必要な生産資材の導入					1/2	
栽培技術の確立や研修会の開催					定額	
合計					-	

注1:「備考」の欄には、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇円/うち国庫〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」と記載すること。  
注2:事業費=国庫補助+自己負担+その他とすること。

対象品目	
------	--

注:本事業で取組を実施する全ての品目を記入すること。

2 事業完了(予定)年月日 年 月 日

第2 事業の目的及び成果目標

1 事業の目的

--

2 成果目標

(1) 契約取引の割合

品目	地区	契約取引の割合				備考
		初年度 (年度)	2年目	3年目	目標年度 (年度)	
		%	%	%	%	
合計						

注1:複数の作物や品目に取り組む場合、合計面積の契約割合が30%以上であることとする。

注2:目標設定に係る根拠資料を添付すること。

注3:契約取引を数量契約で行う場合は、当該ほ場で生産する生産物の予定数量を当該品目の平均的な収穫量(原則として、取組主体が所在する都道府県の平均的な収穫量又はこれに準じる収穫量とする。)で除して算出した面積により、これと替えることができるものとする。

(2) 取組の結果及び評価方法

--

注:取組の結果及び評価方法が、定量的に評価できるよう、その内容を記入すること。

第3 事業内容

1 事業全体の実施スケジュール

実施時期	取組の内容		
	産地の合意形成に向けた取組	品種の選定や出荷先の確保に向けた取組	機械・施設のリース方式による導入等の取組
年月			
年月			
年月			

注:適宜、行を追加して記入すること。

2 取組詳細

(1)産地の合意形成に向けた取組

取組内容	開催時期	具体的な内容	備考
(例)協議会の開催	4月、8月、2月		
(例)園芸作物の生産及び供給体制の整備	8月	水稲等から野菜への転換に先進的に取り組むJA○○(〇市)へ生産技術に係る現地調査	

注1:「取組内容」の欄は、取組内容ごとに記入すること。

注2:適宜、行を追加して記入すること。

(2)栽培技術の確立等に向けた取組

取組内容	開催時期	具体的な内容	備考
(例)試験栽培の実施	8～12月	○○(品目)に係る転作栽培実証を実施	

注1:実証ほ場を設置する場合は、3(実証ほ場の設置)も記入すること。

注2:適宜、行を追加して記入すること。

(3)機械・施設のリース方式による導入等の取組

取組内容	導入時期	具体的な内容	備考

注1:「取組内容」の欄については、本要綱別紙1のⅡの第1の1の(4)の取組内容ごとに記入すること。

注2:実証ほ場を設置する場合は、3(実証ほ場の設置)も記入すること。

注3:機械・施設のリース方式による導入を実施する場合は、6を記入すること。

注4:適宜、行を追加して記入すること。

3 実証ほ場の設置(本事業の各取組において、実証ほ場を設置する際は以下の内容を記載すること。)

(1)実証ほ場の設置に係る取組(該当する取組全てに○を記載すること(複数記載可)。)

栽培技術の確立等に向けた取組	機械・施設のリース方式による導入等の取組

(2)実証ほ場の内容

品目	設置場所	ほ場面積 (a)	具体的な取組内容	管理責任者	備考
計	-		-		

注1:「管理責任者」の欄は、実証ほ場に関する責任者名(又は管理する機関名)を記入すること。

注2:「設置場所」の欄は、実証ほ場を設置する市町村名・地域名を記入すること。

注3:適宜、行を追加して記入すること。

4 機械・施設のリース導入に係る事項

(1)リース内容

品目名	機械・施設名	仕様 製造会社名 型式	台数・面積	機械・施設管理者	保管・設置場所	備考

注:対象機械・施設が複数ある場合には、適宜、行を追加して機械・施設ごとに記入すること。

(2)導入する機械・施設の規模決定根拠

機械・施設名	リース物件価格 (千円)	リースする機械・施設の選定理由及び規模決定の根拠	備考

注1:「リース物件価格(千円)」の欄には、リースする機械・施設の販売業者により設定されている小売希望価格(設定されていない場合は一般的な実勢価格(税抜価格))を記入すること。

注2:「リースする機械・施設の選定理由及び規模決定の根拠」の欄の「規模決定の根拠」では農業機械の能力を決定(導入する機械の能力、台数、単価等)した計算過程をその根拠となる機械の能力等の具体的な数値を用いて記入すること。

(3)リース事業者及びリース料の選定方法の計画

選定を行う事業者（いずれかに○）	指名業者選定の考え方	備考
機械等納入事業者 ・ リース事業者		
入札方式（いずれかに○）		
一般競争入札 ・ 指名競争入札		

注：「指名業者選定の考え方」の欄は、一般競争入札以外の選定方法で業者を選定した場合、記入すること。

(4) 機械・施設のリース料等

リース期間	開始月～終了月（※1）	年 月	～	年 月	（月）	備考	
	リース借受日から○年間（※2）						（年）
リース物件取得予定価格（消費税抜き）	①					（円）	
リース期間終了後の残存価格（消費税抜き）	②					（円）	
リース料助成申請額	③					（円）	
リース諸費用（消費税抜き）	④					（円）	
消費税	⑤					（円）	
事業実施主体負担リース料（消費税込み） ①－②－③＋④＋⑤					（円）		
リース料助成申請額③は、下記の算式のいずれか小さい額を記入すること（使用した算式に○を記入すること）。							
I リース物件価格 × リース期間 / 対応年数 × 1/2以内			II (リース物件価格 - 残存価格) × 1/2以内				

注1：※1及び※2については、いずれかを記入すること。

注2：リース事業者の見積書の写し等を添付すること。

注3：複数の機械・施設をリース導入する場合、表を追加し、機械・施設ごとに記載すること。

5 生産資材の購入に係る事項

資材名	個 数	使用面積	単 価	事業費	うち助成申請額	備考

注：以下の書類を添付すること。

- 複数の販売会社の見積書等の写し（全社分）
- その他が必要と認める資料

第4 必要経費

1 経費の配分と負担区分

区 分	事業費	負担区分			備考
		国庫補助	自己負担	その他	
園芸作物転換強化事業	円	円	円	円	
1 産地の合意形成に向けた取組					
2 栽培技術の確立等に向けた取組					
3 機械・施設のリース方式による導入等の取組					
合 計					

注1：「事業費」欄には、本事業の実施に係る事業費の総額を記載すること。

注2：「区分」欄の3の取組を実施するに当たり、補助率の異なる取組を行う場合は補助率ごとに記載欄を分けて記載すること。

注3：事業費＝国庫補助＋自己負担＋その他とすること。

2 収支予算（又は精算）

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額	本年度精算額	比較増減		備考
			増	減	
国庫補助金	円	円	円	円	
自己資金					
その他					
合 計					

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額	本年度精算額	比較増減		備考
			増	減	
園芸作物転換強化事業	円	円	円	円	
合 計					

注1：経費精算の基礎等の根拠資料を提出すること。

注2：適宜、行を追加して記入すること。

第5 協議会構成及び執行体制

協議会構成員		区分			
		生産者	実需者	行政	その他
名称	所在地				
JA〇〇（代表団体）					
〇〇共済組合					
農地所有適格法人 〇〇					
有限会社 〇〇法人					
〇〇大学（オブザーバー）					
〇〇市役所（オブザーバー）					
協議会代表者名	JA〇〇 △△ ××				
事務代表者名	JA〇〇 〇〇部長 ◇◇ ▲▲				
会計責任者名	JA〇〇 〇〇部長 〇〇振興課 課長 ◇◇ ▲▲				

注1：協議会構成員の「名称」欄に、協議会の代表団体が分かるよう記載すること。また、オブザーバーについても同様に記載すること。  
 注2：構成員の位置づけられる段階（生産者、実需者、行政）に〇印を記載すること。また、その他の場合は、該当する業種等を記載すること。  
 注3：協議会規約及び執行体制等の分かる資料を添付すること。

第6 添付書類（添付書類名を記載すること。）

- 1 定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規約・規程（案）及び収支予算（又は収支決算）（前年度、本事業を実施しており内容に変更がない場合は省略することができる。）
- 2 本事業の一部を外部に委託する場合は、その委託契約書（案）
- 3 本事業で取り組む内容の機械・施設、生産資材等のパンフレット又は見積書
- 4 その他、国が必要と認める資料

スマート農業導入推進計画（達成状況報告）

地区名	事業実施主体	関係都道府県・市町村名	6法指定地域等
事業実施期間	関連事業地区名	重点実施区域又は実質化された人・農地プラン名	指定又は実質化時期（予定）

スマート農業に適した基盤の整備状況

(例) 事業実施区域では、県営〇〇事業〇〇地区により〇〇haが標準区画〇〇haに大区画化され、また用排水路のパイプライン化とほ場内耕作道の設置により、ほ場間の移動をスムーズに行うことが可能な基盤が整備されている。本事業では、これに加え、スマート農業の導入に向け、各ほ場へターン農道を設置する。		事業対象面積	〇〇ha	
		地区標準区画面積	〇〇ha	
		ターン農道整備面積	有or無or一部	
関連事業概要 〇〇地区	受益面積：〇〇ha、総事業費：〇〇百万円、工期：R〇～R〇、主要工事内容：区画整理〇〇ha、暗渠排水〇〇ha、用排水路〇〇m	ほ場内耕作道整備面積	有or無or一部	
		用排水路パイプライン整備面積	有or無or一部	
本事業の対象面積	〇〇ha	本事業の対象農家戸数	〇〇人	備考
うち担い手が所有する面積	〇〇ha 〇〇%	うち担い手	〇〇人 〇〇%	

導入するスマート農業の概要

スマート農業導入計画平面図

ほ場整備の概要が分かる図を記載し、必要な資料を添付

	スマート農業導入地域
	〇〇地区整備地域
	GNSS基地局

(例) 事業実施区域内の〇〇haを対象にGNSS基地局を設置し、耕起や田植作業等に向けトラクタへ自動操舵システムを〇基導入する。

導入する省力化技術	導入対象面積	導入数	割合	活用農家数	管理体制
自動操舵	〇〇ha	〇基	〇基/20ha	〇者	全基、〇〇改良区が所有・管理
〇〇〇	〇〇ha	〇基	〇基/20ha	〇者	全基、〇〇改良区が所有・管理

地域の収益性向上の取組	
(必須) 高収益作物導入への取組方針	(例) スマート農業を導入する担い手〇名が、作業の余剰時間を活用し、近隣地域において園芸作物(トマト)を令和〇年度までに〇haで実施予定。
(任意) その他	(例) スマート農業を活用した更なる集積・集約の促進、6次産業化の取組、農産物のブランド化の取組等

事業の実施イメージ

	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	備考
ハード	ターン農道設置 GNSS基地局設置	ターン農道設置	ターン農道設置			
ソフト		省力化技術導入	省力化技術導入	省力化技術導入		

- 注: 1) スマート農業導入推進計画の変更及び実施結果の報告は、変更箇所には二重線を付し変更後の内容を追記すること。  
 2) 導入する省力化技術については、その機器に係る詳細な情報が分かる資料を添付すること。







	高収益作物導入支援	実施内容〇〇								
	指導	実施内容〇〇								
	小計									
農地集積推進助成	農地集積推進支援	担い手の農地の集積・ 集団化の更なる推進								目標年度（〇〇年）の翌年度に交付予定
	合計									
	その他必要な事項									

- 注：1）定額助成の事業の場合、定額助成の実施計画、施工位置及び受益面積（施工対象の耕地面積）を記した図面を添付する。また、その実施結果の報告には、実施前・施工状況・完了後の写真を添付する。
- 2）農地耕作条件改善計画の変更及び実施結果の報告は、変更箇所にも二重線を付し変更後の内容を追記する。
- 3）年度計画の上段には事業量を、下段には事業費（百万円）を記入する。また、小計及び合計には、総事業費（百万円）及び年度事業費（百万円）を記入する。
- 4）第6の1の（1）イの適用を受ける場合、集約化計画を添付する。
- 5）定額助成の事業のうち、客土及び除礫を行う際には、土層改良計画を添付する。
- 6）定額助成の事業のうち、更新整備（特認事業を除く）を行う際には、別添定額助成補足説明資料のとおり、実施内容の詳細及び更新整備の必要性を記した資料を添付する。
- 7）定額助成の事業のうち、更新整備（特認事業）を行う際には、別添定額助成補足説明資料のとおり、実施内容及び設定単価を記入の上、実施内容の詳細、更新整備の必要性及び単価の考え方を記した資料を添付する。
- 8）定額助成の事業のうち、条件改善推進費及び高収益作物転換推進費を行う際には、別添定額助成補足説明資料のとおり、実施内容及び年基準額を記入の上、実施内容の詳細及び積算の考え方を記した資料を添付する。
- 9）定率助成の事業のうち、営農環境整備支援、管理省力化支援、品質向上支援、条件改善促進支援及び高収益作物導入支援を行う際には、別添定率助成補足説明資料のとおり、実施内容を記入の上、実施内容の詳細及び積算の考え方を記した資料を添付する。
- 10）指導事業を行う際には、「事業実施主体」の欄に指導事業の事業実施主体を記入する。また、「事業の概要」の欄に指導事業の実施内容について記入する。
- 11）定額助成の事業のうち、田の区画拡大又は畑の区画拡大を行う際には、「事業の概要」の欄に現場条件について記入する。
- 12）定額助成の事業のうち、暗渠排水を行う際には、「事業の概要」の欄に施工方法及び施工方法の選定理由等について記入する。施工方法の選定に当たっては、農業者の保有機械の状況や経済性等を踏まえて、できるだけ事業費の低減につながる工法とすること。

- 13) 定額助成の事業を実施する場合は、事業採択申請時に、「うち定額助成額」の欄及び「農業者施工の内容」の欄にそれぞれ必要事項を記入する。また、事業達成状況報告時に、「総事業費」の欄に農業者施工等（無償分）を金額換算した金額を含む総事業費を記入する。

【定額助成の事業達成状況の報告に係る添付写真】

現地写真（代表的な同一箇所）

<実施前>

<施工状況>

<完了後>

注：客土、除礫及び更新整備を実施する場合には、実施前、施工状況、完了後の写真を添付すること。

【定額助成（ハード）の実施計画（事業達成状況報告）】

事業種類	定額助成単価		受益面積 又は施工延長		定額助成額 (百万円)		
	基本 A	集約化加算 B	基本 C	集約化加算 D	基本 E=A×C	集約化加算 F=B×D	合計 G=E+F
田の区画拡大 (水路の変更を 伴わない) 高低差10cm超	12万5千円 /10a ( )	15万円 /10a ( )	〇〇a	〇〇a			
田の区画拡大 (水路の変更を 伴わない) 高低差10cm以下 表土扱い有り	10万5千円 /10a ( )	12万5千円 /10a ( )	〇〇a	〇〇a			
田の区画拡大 (水路の変更を 伴わない) 高低差10cm以下 表土扱い無し	5万5千円 /10a ( )	6万5千円 /10a ( )	〇〇a	〇〇a			
田の区画拡大 (水路の変更を 伴わない) 畦畔除去のみ	3万円 /100m ( )	3万5千円 /100m ( )	〇〇m	〇〇m			
田の区画拡大 (水路の変更を 伴う) 高低差10cm超	25万円 /10a ( )	30万円 /10a ( )	〇〇a	〇〇a			
田の区画拡大 (水路の変更を 伴う) 高低差10cm以下 表土扱い有り	23万円 /10a ( )	27万5千円 /10a ( )	〇〇a	〇〇a			
田の区画拡大 (水路の変更を 伴う) 高低差10cm以下 表土扱い無し	17万5千円 /10a ( )	21万円 /10a ( )	〇〇a	〇〇a			
畑の区画拡大 (水路の変更を 伴わない) 高低差10cm超	12万5千円 /10a ( )	15万円 /10a ( )	〇〇a	〇〇a			
畑の区画拡大 (水路の変更を 伴わない) 高低差10cm以下 表土扱い有り	10万5千円 /10a ( )	12万5千円 /10a ( )	〇〇a	〇〇a			
畑の区画拡大 (水路の変更を 伴わない) 高低差10cm以下 表土扱い無し	5万5千円 /10a ( )	6万5千円 /10a ( )	〇〇a	〇〇a			
畑の区画拡大 (水路の変更を 伴わない) 畦畔除去のみ	3万円 /100m ( )	3万5千円 /100m ( )	〇〇m	〇〇m			
畑の区画拡大 (水路の変更を 伴う) 高低差10cm超	25万円 /10a ( )	30万円 /10a ( )	〇〇a	〇〇a			
畑の区画拡大 (水路の変更を 伴う) 高低差10cm以下 表土扱い有り	23万円 /10a ( )	27万5千円 /10a ( )	〇〇a	〇〇a			

畑の区画拡大 (水路の変更を 伴う) 高低差10cm以下 表土扱い無し	17万5千円 /10a ( )	21万円 /10a ( )	〇〇a	〇〇a			
暗渠排水 バックホウ工法 表土扱い有り	15万円 /10a ( )	18万円 /10a ( )	〇〇a	〇〇a			
暗渠排水 バックホウ工法 表土扱い無し	14万5千円 /10a ( )	17万円 /10a ( )	〇〇a	〇〇a			
暗渠排水 トレンチャ工法	10万円 /10a ( )	12万円 /10a ( )	〇〇a	〇〇a			
暗渠排水 掘削同時埋設工 法	7万5千円 /10a ( )	9万円 /10a ( )	〇〇a	〇〇a			
湧水処理 表土扱い有り	15万円 /100m ( )	18万円 /100m ( )	〇〇m	〇〇m			
湧水処理 表土扱い無し	14万円 /100m ( )	16万5千円 /100m ( )	〇〇m	〇〇m			
末端畑地かんが い施設 (樹園地以外)	15万5千円 /10a ( )	18万5千円 /10a ( )	〇〇a	〇〇a			
末端畑地かんが い施設 (樹園地)	24万5千円 /10a ( )	29万円 /10a ( )	〇〇a	〇〇a			
末端畑地かんが い施設 (給水栓設置の み)	1万5千円 /1箇所 ( )	1万5千円 /1箇所 ( )	〇〇箇所	〇〇箇所			
末端畑地かんが い施設 (ほ場外からの 接続管施工)	5万円 /10m ( )	5万円 /10m ( )	〇〇m	〇〇m			
客土	11万5千円 /10a ( )	13万5千円 /10a ( )	〇〇a	〇〇a			
除礫	20万円 /10a ( )	24万円 /10a ( )	〇〇a	〇〇a			
更地整備							
用水路	9万5千円 /10m ( )	11万円 /10m ( )	〇〇m	〇〇m			
排水路	14万5千円 /10m ( )	17万円 /10m ( )	〇〇m	〇〇m			
農作業道	9万5千円 /10m ( )	11万円 /10m ( )	〇〇m	〇〇m			
特認事業	〇〇万円 /〇〇 ( )	〇〇万円 /〇〇 ( )	〇〇	〇〇			
合計							

注：1) 第6の1の(1)イを適用する場合には、中心経営体に集約化する農用地を確認するため、人・農地プランを添付すること。

2) 第6の1の(3)、(4)、(5)又は(6)を適用する場合には、定額助成単価の下段の括弧内に加算後又は減算後の助成単価を記載すること。

3) 定額助成(ハード)の実実施計画の変更及び実施結果の報告は、変更箇所を二重線を付し変更後の内容を追記する。

【集約化計画（中心経営体ごとの受益面積又は施工延長の内訳）】

事業種類		中心経営体			
		A 法人	B 集落営農組合	C 個人	合計
田の区画拡大 （水路の変更を伴 わない）	受益面積				
	うち 集約化面積				
田の区画拡大 （水路の変更を伴 う）	受益面積				
	うち 集約化面積				
畑の区画拡大 （水路の変更を伴 わない）	受益面積				
	うち 集約化面積				
畑の区画拡大 （水路の変更を伴 う）	受益面積				
	うち 集約化面積				
暗渠排水	受益面積				
	うち 集約化面積				
湧水処理	受益面積				
	うち 集約化面積				
末端畑地かんがい 施設 （樹園地以外）	受益面積				
	うち 集約化面積				
末端畑地かんがい 施設 （樹園地）	受益面積				
	うち 集約化面積				
客土	受益面積				
	うち 集約化面積				
除礫	受益面積				
	うち 集約化面積				
更新整備					
用水路	施工延長				
	うち 集約化延長				
排水路	施工延長				
	うち 集約化延長				
農作業道	施工延長				
	うち 集約化延長				
特認事業	施工延長				
	うち 集約化延長				

【土層改良計画（事業達成状況報告）】

（１）客 土

耕 土 深		面積	総客土量	搬出元	備考
現況	計画				
(cm)	(cm)	(ha)	(m <sup>3</sup> )		

（２）除 礫

30mm以上の礫含有率		除礫 施工深	面積	総除礫量	(計画) 耕土深	使用機械	処理方法	備考
現況	計画							
(%)	(%)	(cm)	(ha)	(m <sup>3</sup> )	(cm)			

注：１）現況耕土深及び礫含有率の確認に当たっては、土地改良事業計画設計基準・計画・土層改良等を参考として適正に実施するとともに、写真等を整理し添付する。



【定額助成補足説明資料（事業達成状況報告）】

(1) 更新整備（特認事業を除く）

実施内容	補足説明
用水路の更新整備	<p>(実施内容の詳細について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土水路からコンクリート用水路に更新整備するもの。</li> <li>・土工：〇〇m、設置工：〇〇m、規格：W300×H300</li> </ul> <p>(更新整備の必要性について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該水路においては、設置されて20年以上経過しており、長寿命化計画からも更新整備の必要性が認められるため、今回実施するもの。</li> </ul>
排水路の更新整備	<p>(実施内容の詳細について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・既存のコンクリート排水路からコンクリート排水路に更新整備するもの。</li> <li>・撤去工：〇〇m、土工：〇〇m、設置工：〇〇m、規格：W500×H500</li> </ul> <p>(更新整備の必要性について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該施設においては、機能保全計画による機能診断結果から更新整備の必要性が認められるため、今回実施するもの。</li> </ul>
農作業道の更新整備	<p>(実施内容の詳細について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・砂利道をアスファルト舗装に更新整備するもの。</li> <li>・撤去工：〇〇m、土工：〇〇m、アスファルト舗装工：〇〇m、規格：幅4m</li> </ul> <p>(更新整備の必要性について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該農作業道においては、設置されて20年以上経過しており、機能診断結果からも更新整備の必要性が認められているため、今回実施するもの。</li> </ul>

注：1) 実施内容について、概要や施工数量について記載する。

2) 更新整備の必要性を確認するため、長寿命化計画や機能保全計画等、設置年数や機能診断結果等が確認できる資料を添付する。

3) 記載内容の変更及び実施結果の報告は、変更箇所に二重線を付し変更後の内容を追記する。

(2) 更新整備（特認事業）

実施内容	補足説明
樋門の更新整備	<p>(実施内容の詳細について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・老朽化の激しい樋門をすべて付け替えるもの。</li> <li>・土工：〇〇、設置工：〇〇、規格：〇〇</li> </ul> <p>(更新整備の必要性について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該施設においては、設置されて20年以上経過しており、機能診断結果からも更新整備の必要性が認められているため、今回実施するもの。</li> </ul> <p>(単価の考え方)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土地改良事業等請負工事積算基準等を用いて費用を算定したものの。</li> </ul>

注：1) 実施内容について、概要や施工数量について記載する。

2) 更新整備の必要性を確認するため、長寿命化計画や機能保全計画等、設置年数や機能診断結果等が確認できる資料を添付する。

3) 設定単価の根拠となる資料を添付すること（積算書、見積書等）。

4) 記載内容の変更及び実施結果の報告は、変更箇所に二重線を付し変更後の内容を追記する。

(3) 条件改善推進費、高収益作物転換推進費

年度別事業計画とその内訳 (イメージ)

年	取組内容	事業量	事業費	備考
1 年 目	調査・調整			
	農家意向			
	農地集積			
	高収益作物転換プラン作成支援			
	農産物の需給動向			
	効率的な輪作体系の検討			
2 年 目	調査・調整			
	権利関係			
	水利用高度化推進			
	実施計画策定			
	測量・設計			
	機能保全計画			
	実施計画			
	高収益作物転換プラン作成支援			
	プラン取りまとめ			
3 年 目	先進的省力化技術導入支援			
	勉強会・研究会の実施			
4 年 目	営農定着促進支援			
	消費者ニーズの再調査			
	専門技術者の育成			
5 年 目	先進的省力化技術導入支援			
	農業機械リース			
	営農定着促進支援			
	加工品試作、試験販売			
	パッケージの検討			
計				

注: 1) 事業量及び事業費の根拠となる資料を添付する(積算書、見積書等)。

2) 記載内容の変更及び実施結果の報告は、変更箇所に二重線を付し変更後の内容を追記する。

【定率助成補足説明資料（事業達成状況報告）】

営農環境整備支援、管理省力化支援、品質向上支援、条件改善促進支援、高収益作物導入支援、スマート農業導入支援

年度別事業計画とその内訳（イメージ）

年	取組内容	事業量	事業費	備考
1 年 目	条件改善促進支援			
	地形図作成			
2 年 目	営農環境整備支援			
	高付加価値農業施設移転等			
	耕作放棄地解消・発生防止			
	スマート農業導入支援			
3 年 目	調査測量、GNSS基地局設計			
	GNSS基地局設置			
	管理省力化支援			
	水管理省力化			
	維持管理省力化			
	品質向上支援			
4 年 目	導入作物に応じた支援			
	IT技術等活用型施工			
	スマート農業導入支援			
5 年 目	トラクタへの自動操舵導入			
	営農定着促進支援			
	営農飲雑用水施設			
	農作物被害防止施設			
	条件改善促進支援			
	用地整備			
	農業機械維持補修			
6 年 目	高収益作物導入支援			
	実証展示ほ場の設置・運営			
7 年 目	高収益作物導入定着推進			
	条件改善促進支援			
	農用地等集団化			
8 年 目	高収益作物導入支援			
	農地の良好な生産環境の維持及び条件整備			
計				

注：1）事業量及び事業費の根拠となる資料を添付する（積算書、見積書等）。

2）記載内容の変更及び実施結果の報告は、変更箇所に二重線を付し変更後の内容を追記する。

農地所有適格法人等 経営状況評価報告書

農林水産省〇〇農政局長 殿  
 { 北海道にあつては農林水産省農村振興局長 }  
 沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長

都道府県知事名 印

農地耕作条件改善事業実施要領（平成27年4月9日付け26農振第2070号）第4の4の規定により、下記のとおり農地所有適格法人等の経営状況に関する評価を行ったので報告します。

記

1 地区概要

都道府県名	地区名	所在地	受益面積	総事業費	備考
			ha	百万円	

2 農地所有適格法人等の概要

農地所有適格法人等名（法人形態）	農地所有適格法人等になった日	特定農業法人になった日	認定農業者になった日	経営所得安定対策加入経営体になった日			
( )							
経営面積		営農状況			構成員数		常時従事者数
	うち地区内	作目	作付面積	生産量	構成戸数		
田：	ha	ha	ha	kg			
畑：	ha	ha	ha	kg			
その他：	ha	ha	ha	kg			

3 農地所有適格法人等の経営方針について

経営方針	
経営方針に対する評価	

4 農地所有適格法人等の経営状況について

事業種類	売 上 高		常時従事者 1人当たり所得
	農 業	その他	
農畜産物名	円	円	円
関連事業等名			
その他事業名			
経営状況に対する評価			

注：事業の種類区分については、農地法第6条に基づき農業委員会に提出された報告書に即して記載すること。

5 農地所有適格法人等の地域振興に関する取組について

取組内容	
取組に対する評価	

6 農地所有適格法人等の今後の取組方針について

今後の 取組方針	経 営	
	地域振興	
取組方針に対する評価		

7 特記事項（都道府県知事の総合的な評価、別途評価すべき内容等）

--

別記様式第5号

番 号  
年 月 日

農林水産省農村振興局長  
地 方 農 政 局 長 殿  
内閣府沖縄総合事務局長  
○ ○ ○ ○

○○○ 印

事業採択申請書

別紙の地区について、農地耕作条件改善事業を実施したいので、農地耕作条件改善事業実施要綱（平成27年4月9日付け26農振第2069号農林水産事務次官依命通知）第14の1に基づき、（農地中間管理機構との連携概要、地域内農地集積促進計画、農地集積推進計画、高収益作物転換促進計画、未来型産地形成推進条件整備計画、スマート農業導入推進計画、及び農地耕作条件改善計画）を添付して申請する。

※（ ）内は、添付する計画書類を記載する。

（別紙）

地 区 名	事 業 概 要

番 号  
年 月 日

〇〇〇 殿

農林水産省農村振興局長  
地 方 農 政 局 長 印  
内閣府沖縄総合事務局長  
〇 〇 〇 〇

事業採択通知書

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で申請のあった（農地中間管理機構との連携概要、地域内農地集積促進計画、農地集積推進計画、高収益作物転換促進計画、未来型産地形成推進条件整備計画、スマート農業導入推進計画、及び農地耕作条件改善計画）について採択したので通知する。なお、農地耕作条件改善事業実施要綱（平成27年4月9日付け26農振第2069号農林水産事務次官依命通知）第16のとおり、事業費への助成については予算の範囲内で行うものとする。

※（ ）内は、別添様式第5号の事業採択申請書に添付された計画書類を記載する。

（別紙）

地 区 名	事 業 概 要

別記様式第7号

番 号  
年 月 日

農林水産省農村振興局長  
地 方 農 政 局 長 殿  
内閣府沖縄総合事務局長  
○ ○ ○ ○

○○○ 印

事業変更申請書

別紙の地区について、農地耕作条件改善事業を変更したいので、農地耕作条件改善事業実施要綱（平成27年4月9日付け26農振第2069号農林水産事務次官依命通知）第14の4（又は第14の6、7）に基づき、（農地中間管理機構との連携概要、地域内農地集積促進計画、農地集積推進計画、高収益作物転換促進計画、未来型産地形成推進条件整備計画、スマート農業導入推進計画、及び農地耕作条件改善計画）を添付して申請する。

※（ ）内は、別添様式第5号の事業採択申請書に添付された計画書類を記載する。

(別紙)

地 区 名	事 業 概 要



番 号  
年 月 日

〇〇〇 殿

農林水産省農村振興局長  
地 方 農 政 局 長 印  
内閣府沖縄総合事務局長  
〇 〇 〇 〇

事業変更通知書

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で申請のあった変更計画について承認したので通知する。なお、農地耕作条件改善事業実施要綱（平成27年4月9日付け26農振第2069号農林水産事務次官依命通知）第16のとおり、事業費への助成については予算の範囲内で行うものとする。

(別紙)

地 区 名	事 業 概 要

番 号  
年 月 日

事業達成状況報告書

農林水産省農村振興局長  
地 方 農 政 局 長 殿  
内閣府沖縄総合事務局長  
○ ○ ○ ○

○○○ 印

別紙の地区について、農地耕作条件改善事業を完了したので、農地耕作条件改善事業実施要綱（平成27年4月9日付け26農振第2069号農林水産事務次官依命通知）第15に基づき、事業達成状況報告書を添付して報告する。

(別紙)

地 区 名	事 業 概 要

番 号  
年 月 日

農林水産省農村振興局長  
地 方 農 政 局 長 殿  
内閣府沖縄総合事務局長  
○ ○ ○ ○

○○○ 印

交付決定前着工届

○○（交付決定前着手が必要な理由）のため、農地耕作条件改善事業実施要領（平成27年4月9日付け26農振第2070号農村振興局長通知）第8の5に基づき、実施計画について、下記条件を了承の上、交付金の交付決定前に着手したいので提出する。

記

- 1 交付金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担すること
- 2 交付金交付決定を受けた交付金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと
- 3 当該事業については、着手から交付金交付決定を受けるまでの期間内においては、事業の変更は行わないこと

※ 本様式において、未来型産地形成推進条件整備型については、「交付金」の部分は、「補助金」とする。

番 号  
年 月 日

農林水産省農村振興局長  
地 方 農 政 局 長 殿  
内閣府沖縄総合事務局長  
○ ○ ○ ○

○○○ 印

### 高収益作物転換型における達成状況の改善計画について

高収益作物転換型として事業を実施した○○地区について、高収益作物転換促進計画の達成が図られるよう、下記の改善計画を実施することとするので、提出する。

#### 記

1. 地区名、工期、総事業費
2. 完了年度及び達成状況報告の内容
3. 達成状況が十分でない原因及び問題点
4. 2年以内の期間の新たな目標年度の設定
5. 改善方策  
(問題点の解決のために必要な方策について、具体的に記述すること。)